Campus Mail

For all the students

FIT Fukuoka Institute of Technology 福岡工業大学

この件のお問い合わせは広報課へ
TEL：092-606-0607
MAIL：kouhou@fit.ac.jp

掲示期間 2022-003
4月05日～4月22日

『教育学術新聞』（令和4年2月2日）に「学校基本法と学校法人ガバナンス改革の方向性を考える～」と題した本学 経営企画室 鶴崎次長の寄稿が掲載されました

教育基本法と学校法人ガバナンス

法の理念とガバナンス改革の方向性を考える

福岡工業大学
経営企画室次長　鶴﨑新一郎

はじめに

令和3年7月に設置された文部科学省の学校法人ガバナンス改革会議（以下「改革会議」）は、12月3日に最終回（第11回）を開催した。同会議では、学校法人のガバナンス強化を目的とした私立学校法改正へ向けた検討が進められ、最終報告書（以下「報告書」）が取りまとめられた[1]。

本稿は、報告書の内容を踏まえつつ、教育法体系における大学等を設置・運営する学校法人のガバナンスの在り方について考察を行う。まず、民法の法人条項と私立学校法（学校法人の根拠法）のヒアルキーを確認する。次に、教育基本法等における学校法人の位置づけおよび私立学校・大学との関係について条文を確認し、学校法人制度の特性を明らかにする。さらに、以上の検討も踏まえ、学校法人ガバナンス改革の考え方を論じるとともに若干の提言を行う。

結論としては、改革会議で検討される公益法人制度等に関する「法的枠組み」の形式的な論理に依拠するのではなく、それを超えて私立学校・大学における教育研究機関としての「特性」を重視し、この法律その他の法律の定めるところによる。」と規定する。

まず、同法33条1項が法人法定主義[2]を宣言し、すべての法人の根拠法であることを明確にする。次に、同法33条2項は、法人の目的の相違に応じて、①「公益を目的とする法人」、②「営利事業を営むことを目的とする法人」、および③「その他の法人」の3つの法人を区分している。

各法人の設立、組織、運営及び管理は、民法その他の法律によると定めている。

(2)この条文下において、私立大学を設置する学校法人の法的性格は、もちろん「学術」であるが公益を目的とする法人であることは明らかだ。旧制の私立大学は、民法に基づき財団法人として設立されていたが[3]、戦後の新制大学制度の発足により、学校法人制度が導入され、それを規制する法律として「私立学校法（昭和24年法律第270号）」が制定された。このように、民法第33条1項の特別法として「私立学校法」が位置づけられ、同条2項によって、私立学校法に基づき、学校法人の設立、組織、管理運営等を行わなければならないことが明らかにされた。

(3)参考までに他の法人をみると、一般社団法人および公益社団法人および公益財団法人、宗教法人、社会福祉法人、医療法人（社団または財団）、株式会社等が、それぞれの根拠法に基づき、設立することができる。記述順に根拠法を示すと、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」「宗教法人法」「社会福祉法」「医療法」「会社法」が根拠法である。

(4)以上のとおり、学校法人は公益法人の一つであり、また、学校法人を規制する私立学校法は、民法の特別法であることから、私立学校法の条文は、民法に優先して学校法人に適用される関係にあると解される[4]。

2 教育基本法等における学校法人の位置づけ

「法人」としての学校法人が、教育法体系の中でどのように位置づけられているのかを、教育法の最高規範である教育基本法およびそれに関連する私立学校法の条項を確認することで明らかにしたい[5]。

(1)教育基本法第6条は、学校教育の基本を定める。同条1項は、「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」と規定する。ここでいう「法律に定める学校」は、学校教育法第1条に定める小学校、中学校、高等学校および大学等であり、また「法律に定める法人」は、原則、学校教育法第2条、私立学校法第3条で定義づけられる「学校法人」を指している。

(2)私立学校法第2条3項は、「この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。」と定め、同法第3条は、「この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。」と規定する。また、同条2項では、「大学については、自主性、自律性その他の大学の特性に照らしてこの法律の定めるところにより設立されるものとする。」と規定する。

(3)以上のように、教育基本法において、学校法人は、自主性を尊重しつつ、助成や公の性質（＝公共性）が重要なキーワードであることを確認する。

(1)大学の基本的役割と特性　教育基本法は、同条1項において、「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」と大学の基本的な役割について規定する。

(2)私立学校法第2条3項は、「この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。」と規定する。同法第7条1項において、「学校法人」は、「この法律に定める学校」を設置することを目的として、「学校法人の設置する学校は、学校教育および私立学校の振興に資するように、私立学校の特性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。」と規定する。同法6条で規定した「法律に定める学校」が「公の性質」を有することを、本条では、「私立学校」という制度を定立し、私立学校の公の性質および重要な役割として具体的に定めることによって、私立学校の責務を明確にし、さらに、私立学校教育の振興に当たっては、私立学校の自主性を尊重することを宣明している。

(3)以上のように、教育基本法は、学校法人の公の性質（＝公共性）が重要なキーワードであることを確認した。「法律に定める法人」が「公の性質」を有することを、本条では、「私立学校」という制度を定立し、私立学校の公の性質および重要な役割として具体的に定めることによって、私立学校の責務を明確にし、さらに、私立学校教育の振興に当たっては、私立学校の自主性を尊重することを宣明している。

(3)以上の定義規定と相まって、教育基本法は、教育を行う主体として、国、地方公共団体と並び、「法律に定める法人」としての学校法人を間接的に示すことにより、教育法の最高規範である同法自体の体系に学校法人を位置づけていると解される。

3 教育基本法と私立学校・大学の関係性

教育基本法は、私立学校および大学の基本的な役割[6]についても規定する。本項では、この関係性に焦点を当てることで、大学の特性、また私立学校の公の性質（＝公共性）などの条件を踏まえつつ、教育法体系における大学等を設置・運営する学校法人のガバナンスの在り方について考察を行う。まず、民法の法人条項と私立学校法（学校法人の根拠法）のヒアルキーを確認する。次に、教育基本法等における学校法人の位置づけおよび私立学校・大学との関係について条文を確認し、学校法人制度の特性を明らかにする。さらに、以上の検討も踏まえ、学校法人ガバナンス改革の考え方を論じるとともに若干の提言を行う。

結論としては、改革会議で検討される公益法人制度等に関する「法的枠組み」の形式的な論理に依拠するのではなく、それを超えて私立学校・大学における教育研究機関としての「特性」を重視し、この法律その他の法律の定めるところによる。」と規定する。

まず、同法33条1項が法人法定主義[2]を宣言し、すべての法人の根拠法であることを明確にする。次に、同法33条2項は、法人の目的の相違に応じて、①「公益を目的とする法人」、②「営利事業を営むことを目的とする法人」、および③「その他の法人」の3つの法人を区分している。

各法人の設立、組織、運営及び管理は、民法その他の法律によると定めている。

(2)この条文下において、私立大学を設置する学校法人の法的性格は、もちろん「学術」であるが公益を目的とする法人であることは明らかだ。旧制の私立大学は、民法に基づき財団法人として設立されていたが[3]、戦後の新制大学制度の発足により、学校法人制度が導入され、それを規制する法律として「私立学校法（昭和24年法律第270号）」が制定された。このように、民法第33条1項の特別法として「私立学校法」が位置づけられ、同条2項によって、私立学校法に基づき、学校法人の設立、組織、管理運営等を行わなければならないことが明らかにされた。

(3)参考までに他の法人をみると、一般社団法人および公益社団法人および公益財団法人、宗教法人、社会福祉法人、医療法人（社団または財団）、株式会社等が、それぞれの根拠法に基づき、設立することができる。記述順に根拠法を示すと、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」「宗教法人法」「社会福祉法」「医療法」「会社法」が根拠法である。

(4)以上のとおり、学校法人は公益法人の一つであり、また、学校法人を規制する私立学校法は、民法の特別法であることから、私立学校法の条文は、民法に優先して学校法人に適用される関係にあると解される[4]。

2 教育基本法等における学校法人の位置づけ

「法人」としての学校法人が、教育法体系の中でどのように位置づけられているのかを、教育法の最高規範である教育基本法およびそれに関連する私立学校法の条項を確認することで明らかにしたい[5]。

(1)教育基本法第6条は、学校教育の基本を定める。同条1項は、「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」と規定する。ここでいう「法律に定める学校」は、学校教育法第1条に定める小学校、中学校、高等学校および大学等であり、また「法律に定める法人」は、原則、学校教育法第2条、私立学校法第3条で定義づけられる「学校法人」を指している